

外貨返済型円借款の導入について

平成24年11月30日
外務省国際協力局
財務省国際局
経済産業省貿易経済協力局

より魅力ある手法として円借款を活用する観点から、償還期間15年（うち据置期間5年）及び20年（うち据置期間6年）の期間短縮化オプション適用案件について、平成25年1月以降、借入国（注1）から要望がある場合には米ドルを適用通貨とする外貨返済型円借款を導入することとします（注2）。

（注1）適用対象国は、中進国及び中進国を超える所得水準の開発途上国を除くODA対象国。ただし、債務返済のトラックレコードが良好な国（米ドル返済の申請時から10年遡り、31日以上延滞が発生していない国）に限ります。

（注2）貸付完了後一定期間の間における借入国による申請時において、市場の状況等により、JICAが通貨スワップを約定できない場合には、この制度は適用しません。

（了）